

ＥＣの牛肉に対する関税割当

(L/5099、1981年3月10日採択)

【事実の概要】

ＥＥＣは、東京ラウンド交渉において、高品質牛肉について輸入課徴金を課さず、20%の従価関税に服する21,000トンのグローバルな関税割当を実施するとの譲許を供与した。このグローバルな割当の内10,000トンについては、穀物肥育による高品質牛肉に割り当てられ、その輸入については、脚注で権限ある機関が定めた条件に服するものとされた。この譲許は理事会規則（ＥＥＣ）2957/79 および委員会規則（ＥＥＣ）2972/79 によって1980年分の実施が開始された。

詳細な輸入条件を定めた委員会規則2972/79 では、とりわけ10,000トンの割当の対象となる穀物肥育による牛肉を定義している。それによると月齢30ヶ月以下で、100日以上の間70%以上の穀物を含む飼料が与えられ、少なくとも1日当たり20ポンドの飼料が与えられた畜牛の肉が対象となり、米国農務省（ＵＳＤＡ）が「チョイス」もしくは「プライム」と認定したものは自動的にその基準に適合したものとされる（第1条1項(d)）。

この委員会規則はさらに、牛肉の品質保証を要求し、基準に適合した牛肉に輸入許可が発給されることも規定している。それによると、穀物肥育による牛肉について品質保証が認められるのは、ＵＳＤＡの食料安全品質管理局（ＦＳＱＳ）だけであり、ＦＳＱＳは米国産の牛肉についてのみ基準適合を判定することが認められる（付属書Ⅱ）。そして委員会規則第7条は、各四半期に輸入される高品質牛肉の量はその前の四半期の最後の月に決定されると規定した。

1980年10月末の時点で、742.7トンの米国産の穀物肥育による牛肉がＥＥＣに輸入された。1980年の各四半期の割当量は、第一四半期－0、第二四半期－5,000トン、第三四半期－5,000トン、第四四半期－9,257トンであった。

他方、東京ラウンド交渉において、米国は、カナダのA2、A3およびA4の等級に該当する牛肉を「プライム」もしくは「チョイス」と同じ品質のものとして扱うことに合意した。カナダは、自国の高品質牛肉が米国産のものと同様の扱いを受けていないとして、ＥＥＣとの間で協議を行ったが解決に至らず、理事会にパネルの設置を要請した。

両当事国の主張を要約すると以下の通りである。

カナダ：関税交渉によって供与された譲許は、直接当該譲許に関する交渉に参加しなか

った国家についても最恵国ベースで間接的な利益を与える。東京宣言は、二国間もしくは個別分野における厳格な相互主義を求めているものではなく、相互利益、相互の約束および全般的な相互主義の原則に基づき交渉が行われるべきことと同時に最恵国条項の遵守をも要請していた。（交渉の基礎と結果は別。）

カナダ産のA 2、A 3、およびA 4と認定された牛肉は、東京ラウンド交渉において米国によってその「プライム」もしくは「チョイス」に該当するものと認められた。したがって、基準に適合するカナダ産牛肉を委員会規則（E E C）2972/79 第1条1項(d)の対象から除外することは一般協定第1条1項に違反する。また、米国産牛肉の関税割当に基づく輸入が認められ、同等の品質を有するカナダ産の牛肉が認められないのはカナダが譲許表に定める待遇よりも不利な扱いを受けていることになり、一般協定第2条1項(a)に違反する。

E E C：牛肉の分野は最もセンシティブな農業分野の一つであり、その輸入に関する合意は長期で困難な交渉の下でのみ、また相互利益の条件および合意された規律の下でのみ得られる。当該譲許は、E E Cと米国との間で交渉されたものであり、条件に従うべきものである。カナダは、東京ラウンド交渉中、高品質牛肉についての要求を行わず、またレビューにおいても当該譲許表およびその注釈について何らの見解も出さず、説明も求めなかった。E E Cが米国との間で高品質牛肉について交渉を行っていた際、関心を有する他の締約国は交渉に参加したが、カナダは関心を示さなかった。

多国間交渉に参加した少数の先進締約国は、権利と義務の均衡を維持するために必要な負担をせずに他国が交渉で得た譲許からの間接的利益を期待していた。しかし、その態度は東京宣言第5項に反するものである。E E Cがカナダから得た直接的・間接的利益は、明白にカナダがE E Cから得た直接的・間接的利益よりも劣っている。

1980年6月18日、理事会はパネルの設置を決定し、同年10月9日にパネル委員が理事会に報告された。パネルの構成員および付託事項は次の通りである。

委員長 K. Berger（ノルウェー常駐使節団）

委員 E. Contestabile（スイス連邦対外経済局）

C. A. Rego（ブラジル常駐使節団）

付託事項：穀物肥育による高品質牛肉に対する10,000トンの課徴金の課されない関税割

当の実施のためのE E C規則の一般協定適合性の審査、ならびに締約国団が勧告および裁定を下すのを助ける認定を行うこと。

【報告要旨】

(1) 第1条1項（最恵国待遇原則）について：委員会規則（E E C）2972/79 第1条1項(d)の基準に適合する牛肉は一般協定第1条の規定する「同種の產品」である。当該割当の対象となる牛肉は品質保証が求められるが、品質保証の権限を有するのはF S Q Sだけであり、この機関は米国産の牛肉のみの保証が認められている。したがって、この規則は実質的に米国産の牛肉以外の輸入を否定するものである。したがって、本規則ならびに付属書Ⅱは、一般協定第1条の最恵国待遇原則に違反する。

USDAの「チョイス」もしくは「プライム」の認定を受けた牛肉が自動的に基準に適合するとの言及は、米国産牛肉を有利に扱うものであるが、一般協定第1条に違反するかは委員会規則の実際の適用を見なければ判断できない。

(2) 第2条1項（譲許表の効力）について：E E Cの譲許表の脚注には、輸入は…「権限ある機関が決定する条件に従う」と規定され、理事会規則2957/79 および委員会規則2972/79 によって当該譲許は実施された。一般協定第2条1項(b)は条件を設定する権利を予定しているが、本条に規定する条件が、明示的にもしくは運用によって譲許を特定国に限定できると解釈することはできない。付属書Ⅱにおいて、品質保証を行える機関は一つしかなく、またこの機関は米国産の牛肉の品質保証しかできないという事実は、実質的に他国の高品質牛肉の輸入を妨げている。したがって、E E Cによる高品質牛肉に関する譲許の実施方法は、カナダに対して譲許表に規定する待遇よりも不利な待遇を与えており、一般協定第2条1項に違反する。

(3) 東京宣言第5項（譲許の均衡）について：E E Cが主張した貿易交渉における譲許の均衡は、交渉参加国にとって重要であることに合意するが、多国間貿易交渉が終結した後は、一般協定の規定に基づき、譲許表に規定されたところ従って実施されなければならない。したがって、当パネルは、本件の当事国間の均衡を考慮すべき理由を見出さず、譲許の均衡についての考慮は、本パネルの結論を変更しうるものではない。

(4) 一般協定第1条および第2条の違反は、第23条に規定されたカナダが一般協定に基づいて与えられた利益の明白な無効化もしくは侵害に該当する。したがって、締約国団がE E Cに対して一般協定の規定に従った譲許の実施に必要な措置をとるよう勧告すること

を提案する。

【解説】

(1) 本件は、東京ラウンド交渉においてE Cが米国に対して供与した譲許について、第三国も最恵国待遇原則によってその実施を求める権利を有するか否かが争われた事件である。問題となったのは、第一に、東京ラウンドの開始を決定した1973年9月14日の東京宣言第5項において、最恵国条項の遵守、一般協定の関税交渉に関する規定への適合と同時に、相互利益、相互の約束および全般的な相互主義の原則に基づいて交渉すべきこと、ならびに参加国は可能な最高水準での全般的な利益の均衡を達成する努力をすべきことが規定されていた点である。第二に、譲許の実施にあたって条件の設定を認めた一般協定第2条1項(b)の解釈についてである。

(2) 前述のように、本件における最も重要な問題は、1973年の東京宣言第5項の「相互利益、相互の約束および全般的な相互主義の原則」と「全般的な利益の均衡の達成」をどのように解釈するかという点であった。

E E Cの主張によれば、それらは交渉の基礎となると同時に交渉の結果供与された譲許の実施にあたってその前提となり、相互主義もしくは利益の均衡が得られなかった締約国に対しては当該譲許に伴う利益を付与する義務はないことになる。E E Cは、牛肉はセンシティブな分野であること、当該譲許が米国との交渉によって供与されたこと、関心を有する締約国はその交渉に参加しているのにカナダは関心を示さなかったこと等を指摘してカナダの主張の不当性を主張した。

このE E Cの主張は、工業製品等の他の分野はともかく、農業分野など各国の利害が対立する重要な分野においては、個別分野ごとの相互主義と利益の均衡、あるいは少なくとも二国間の相互主義と利益の均衡が得られない限り、直接の交渉相手国以外の締約国に対して譲許を実施する義務を否定することを意味する。言い換えれば、条件付最恵国待遇原則の部分的な導入である。つまり、E E Cの高品質牛肉についての関税割当を受けたい国は、交渉を通じて何らかの代償を提供するか、少なくとも多国間交渉を通じて得られたE E Cと自国の直接・間接の利益が全般的に均衡していなければならない。

しかし、従来から相互主義はガットの関税交渉における原則とされてきたが、それは各交渉分野ごとあるいは交渉当事国間の個別的なものではなく、多国間交渉全体を通じて機能する交渉の基礎となる原則である。また各国が得られる利益の均衡を図ることは、交渉

参加国にとっても交渉自体の成功にとっても重要なものであるが、譲許の実施は一般協定の規定に従って行われるものであって、交渉の結果として現実に均衡が図られたか否かによって左右されるものではない。東京宣言第5項は、最恵国条項の遵守を述べ、「全般的な利益の均衡」を達成するため努力すべきことを述べている。ここでの最恵国条項が一般協定第1条1項の無条件最恵国条項以外のもの（条件付最恵国待遇）を意味すると解釈する根拠はなく（cf., GATT, GATT Activity in 1973, 1974, p.19.）、また利益の均衡も努力すべき目標として規定されているに過ぎないのである。

(3) EECの譲許表には、当該割当が一定の条件に従って輸入される旨の脚注が付されており、パネルは、そうした条件を付す権利が一般協定第2条1項(b)によって認められていると判断している。そして上述の理事会規則および委員会規則はその条件を具体的に規定したものとして、規則を検討し、一般協定第2条1項違反を認定した。

EECの付した条件が認められるとするならば、一般協定第2条1項(b)は第1条1項の例外規定として機能することになる。しかし、第1条の最恵国原則は、締約国間の貿易全般に適用される一般原則であり、第2条は、関税交渉によって供与された譲許の拘束力を規定する個別の条項であって、第1条の一般原則の適用を受ける（J.H. Jackson, 1969, p. 204.）。したがって、関税譲許の効力が第1条により最恵国ベースで各締約国に及ぶのものにもかかわらず、それに付される条件によって譲許の効力を特定の締約国に限定しようと解釈することは、何らかの形で明示的に規定されていない限り困難であろう。

パネルは、EECの付した条件の内、品質保証を要求しながら、品質保証をなしうる機関を米国のFSQSのみに限定し、かつFSQSは米国産の牛肉のみの保証権限しか与えられていない点について、他国の輸入を排除するものと認定している。その結果、カナダはEECの譲許表に定める待遇よりも不利な待遇を受けているとして、第2条1項違反を認定した。第2条1項は、(a)号で譲許表に定める待遇よりも不利でない待遇が与えられるべきことを規定し、(b)号で譲許表に条件が付されている場合、(c)号で特惠待遇が与えられている場合の扱いを規定している。つまり本件では、EECの付した条件が第2条1項(b)によって認められるものではなく、したがってカナダは(a)号に規定する譲許表に定める待遇よりも不利な待遇を受けているという判断が下されたのである。

(4) 1980年代は、先進国間の貿易摩擦が激化し、相互主義が強く主張されるようになった時期である。東京ラウンドにおいてはいくつかのコードが締結されたが、当初、それらの運用にあたってコード締約国にのみ、コード上の利益を認めようとする態度が米国等に

よってとられた。それに対して、1979年ガット総会は、コード締約国以外のガット締約国の権利はコードによって影響を受けないと決定し (BISD, 26th Sup., p. 201)、最恵国条項に従って同様の扱いが認められなければならないとする見解が出され、各コード委員会においてもコードに参加していない締約国のオブザーバー参加が認められるようになった。米国内法の実施においても、実質的にコード非締約国に対しても平等な扱いがなされるようになった (J. H. Jackson, 1989, pp. 143-145; E. McGovern, pp. 257-258; R. E. Hudec, pp. 88-89)。本件は、まさにそうした相互主義の高まりが関税交渉の結果についてまで影響を及ぼした例と言えよう。

【参考文献】

GATT, GATT Activity in 1973, 1974.

R. E. Hudec, Developing Countries in the GATT Legal System, 1987.

J. H. Jackson, The World Trading System, 1989.

J. H. Jackson, The World Trade and Law of GATT, 1969.

E. McGovern, International Trade Regulation, 2nd ed., 1986.

(間宮 勇)